

# 令和6年度 武豊小学校いじめ防止の基本方針について

武豊町立武豊小学校

## 1 基本理念

### いじめ防止の基本理念

**「いじめ」は、児童に対して、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為により、児童が心身の苦痛を感じるものである。** (いじめ防止対策推進法より概要)

本校では、この定義を踏まえ、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるにとらえ、どの児童も健やかに成長できるいじめのない学校を目指し、対策を講じていきます。

## 2 方針

- (1) 「いじめはゆるされない・ゆるさない」…基本理念の周知徹底を図ります。
- (2) 「いじめを見逃さない」…いじめの早期発見と迅速な対応を図ります。重大な事柄には、関係機関と連携して対処します。
- (3) 「誰もがかけがえのない命！ 命を大切にする」…他を思いやる児童を育成します。(道徳教育・人権教育・「いのちの教育」を推進します)
- (4) 「子どもの幸せを願い、よりよい取組にする」…本校の取組は地域・保護者とも連携し、推進していきます。

## 3 組織

子ども一人一人の健やかな成長を図る「子ども支援会議」に「いじめ防止推進委員会」の機能を置きます。具体的には、共通理解を図る全体会、推進計画・課題の検討・対策等を行う推進委員会、個々の具体的な対応・指導を行う支援チームにより、いじめ防止を推進します。

## 4 基本的な取組

- (1) 児童を守る取組
  - ① 小さなサインを見逃さず、迅速に対応します。
  - ② 常に情報をキャッチできる信頼関係を築きます。
  - ③ 定期的にアンケートを行い、実態の把握に努めます。
  - ④ 校内体制・保護者・関係機関の連携を充実させ、事案にはチームで対応します。
  - ⑤ 特に、重大な事柄(児童の生命や財産が脅かされる・ネットによるいじめ等)が生じたときは、半田警察等とも連携を図ります。
- (2) 児童を健やかに育てる取組
  - ① どの児童にも分かりやすい指導を実現するため、教育のユニバーサルデザインを進めます。
  - ② 人権教育や道徳教育を通して、他を思いやる心を育てます。
  - ③ 武豊町「いのちの教育」を推進し、自他を大切にする実践力を養います。
  - ④ 日常の指導を通して自己肯定感を高め、学級・学年での「居場所」や「絆」づくりを図ります。
- (3) 検証・改善の取組
  - ① いじめ防止の取組について、適切に情報発信を行います。
  - ② 学校評価アンケートなどを通して、取組の確かさを検証し、常によりよい取組になるよう努めます。